

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 4 月 20 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 照屋 守之



令和元年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名 照屋 守之

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	46,500	弁護士相談料
研修費	0	
広聴広報費	678,239	議会活動ニュース(印刷・新聞折込)
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
事務所費	864,817	家賃・電気料
事務費	154,027	固定電話料・FAX料・トナー交換代・PCメンテナンス代
人件費	336,000	賃金
合計	2,079,583	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円

充当割合:政務活動、のみ全額充当

領収書

沖縄県議会議員
照屋守之 様

金 46,500円也

但、平成30年度決算に関わる保険医療部の
法律相談料として

上記金員正に領収致しました。

令和元年11月8日

〒530-0054
大阪市北区南森町1-3-27
南森町丸井ビル6階
徳永・岩原総合法律事務所

弁護士 徳永 信

弁護士相談の理由

県議会議員として、行政運営を監視・チェックするにあたり、行政手続きや予算の執行等について法律や県条例等の関わりを改めて学ぶ必要性を感じる。

特に行政は地方自治法や地方財政法あるいは県条例等に沿った手続きによって運営がなされることから、今回弁護士に対して、法律や条例に基づく行政手続き等について学ぶ機会を得た。

併せて、行政の監視する立場として県議会や住民監査請求との違い、県議会議員としてなすべきこと等、理解を深める事ができた。

今後は、特に地方自治法や地方財政法あるいは県条例等の視点から政務調査活動を充実させたい。

領収書

第 527829-04 号

おなまえ	沖縄県議会議員 照屋守之 様	<領収内訳> 現金 ¥190,228 円 小切手 円 切手 円 証紙 円	<業務委託元等> <input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険 <input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
受領金額	¥190,228 円 内消費税額 ¥14,090 円		

※金額欄を訂正しているものは無効です

		お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 (別納) 計器予納金 受取人払 着払 その他()	① 内札郵便物 (¥80) × 1744 (枚・個・通・件) 第一種郵便物 (¥42) × 335 (枚・個・通・件) ② () × () (枚・個・通・件) ③ () × () (枚・個・通・件)	
貯金			
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号	払込期間及び払込月数
			年 月期から 年 月期まで 年 月分
			年 月期から 年 月期まで 年 月分
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()		

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2019 年 9 月 5 日

取扱郵便局 具志川 郵便局

電話番号 098-973-0491

日本郵便株式会社
(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名



※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 527829-04 号

充当割合: 政務活動のみ金額充当

領収書

第 510021 - 29 号

おなまえ	沖縄県議会議員 照屋モリユキ	様	<領収内訳>	<業務委託元等>
受領金額	万円 千円 円 4 3 5 4 2	円	現金 743,542 円 小切手 円 切手 円 証紙 円	<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 株式会社かんほ生命保険 <input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
内消費税額		円	73,225 円	

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

お取引の内容		払込期間及び払込月数			
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 [別納 計器予納金 受取人払] [着払 その他()]	区町特列券(区) (@ 82 円) × 531	(枚・個・通・件)		
		(@ 円) ×	(枚・個・通・件)		
		(@ 円) ×	(枚・個・通・件)		
		(@ 円) ×	(枚・個・通・件)		
貯金					
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の番号番号		年 月期から	年 月期まで 年 月分
				年 月期から	年 月期まで 年 月分
				年 月期から	年 月期まで 年 月分
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()				

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

与勝

郵便局

2019 年 9 月 5 日

電話番号

098-978-2533

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関 1-3-2)

受領者氏名



【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

担当者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 510021 - 29 号

領収書

第 527829-08 号

おなまえ	県議会議員 照屋守之 様		<領収内訳>	<業務委託元等>
受領金額	現金	¥ 30,914 円	現金	¥ 30,914 円
	小切手	円	小切手	円
	切手	円	切手	円
	証紙	円	証紙	円
	内消費税額	¥ 2,289 円		

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 別納 計器予納金 受取人払 着払 その他()	区内特別本(定) @ 82 円 × 377 (枚・個・通・件)
貯金		
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()	払込期間及び払込月数

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2019 年 9 月 11 日

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区霞が関1-3-2)

取扱郵便局

具志川 郵便局

電話番号

098-973-0491

受領者氏名



【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

担当者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 527829-08 号

充当割合: 政務活動以外が含まれるので案分

No 000214

領 収 証

津 嶋 県 議 会 議 員 照 屋 守 之 殿

赤道印刷(有)

T904-2244

うるま市字江洲289番地4

電話 (098) 973-3883

FAX (098) 973-0160

領収金額 367,000 円

品 名	数 量	単 価	金 額
一般質問	10000枚		350,000
逓通印紙平紙11	10000枚		
メール	1500枚		17,000
消費 税			
合 計			367,000



令和 元年 10 月 28 日

扱 者

上記の金額を確かに領収致しました。

社印及扱者印無きものは無効です

367,000円 - 17,000円 = 350,000
 (433) (2-14)

350,000円 充当

領収書

第 527830-27 号

おなまえ	県議会議員 照屋守之 様		<領収内訳>	
受領金額	百万	千	円	現金
	6	30	555	¥30,555円
	内消費税額			小切手
	¥2,777円			9 円
				切手
				円
				証紙
				円

<業務委託元等>

株式会社ゆうちょ銀行

株式会社かんぽ生命保険

郵便貯金・簡易生命保険管理機構

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

		お取引の内容		
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売	第二郵便局 (63 円) × 435	(枚・個・通・件)	
	郵便料金の収納		(枚・個・通・件)	
	別納 計器予納金 受取人払 [滞払 その他()]			(枚・個・通・件)
				(枚・個・通・件)
貯金				
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(番)の記号番号	払込期間及び払込月数	
			年 月期から 年 月期まで 年 か月分	
			年 月期から 年 月期まで 年 か月分	
物販等	店頭販売商品の販売			
	カタログ販売 その他()			

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2019 年 11 月 22 日

取扱郵便局 具志川 郵便局

電話番号 0570-943-117

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

【郵便局】
収入印紙
課税相当額
以上貼付

担当者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 527830-27 号

No 000366

領 収 証

沖縄県議会議員 照屋守之 殿

◎ 赤道印刷(有)

T904-2244

うるま市字江洲289番地4

電話 (098) 973-3383

FAX (098) 973-0800

領収金額 百万 9 千 379 円 50

品名	数量	単価	金額
ハガキ	2000枚		33000
名刺	3箱		4950
			9
消費税			
合計			37950

収入印紙

令和元年12月13日

抜者

上記の金額を確かに領収致しました。

社印及抜者印無きものは無効です

37950円 - 4950円 = 33000円
(ハガキ) (名刺)

33,000円売当

緊急報告会

之守屋議員 県議会



令和元年9月30日 一般質問

とき 12月3日(火) 午後6時

ところ ゆらてく 懇親会費1,000円
☎988-5508

※今回は、緊急報告を中心に行ないます。

※このハガキを当日、受付にお願いします。

料金別納
郵便

〒904-2215

うるま市みどり町
一丁目十四番四

1F

県議会議員

照屋守之事務所

市議・県議・通算25周年!

ご案内

平成六年から現在まで議員として25周年の節目になります。基地・経済振興、玉城知事の会食問題、首里城の焼失等、沖縄県は危機的な状況にあると考えています。ぜひご参加をお願いします。

令和元年十一月

緊急報告実行委員会



照屋 沖繩県議会議員 活動

モリクニニュース

1004-200
うるま市みどり町1-14-4-1F

令和元年第4回
沖繩県議会

一般質問
令和元年6月28日

辺野古・普天間問題の
現状・解決に向けて



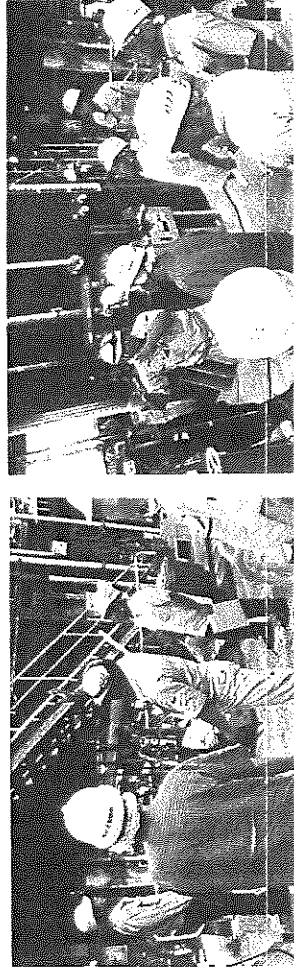
新たな 辺野古の工事が進む理由。 展開 玉城知事の渾身発言!

辺野古の工事は、民意とは別に法律に基づく行政手続きで県が許可し進めている。

玉城知事は、辺野古容認の辺野古区民や松川宜野湾市長の立場を尊重すると発言。

民意や県民投票と同じように辺野古容認も尊重すると注目の発言である。このことは、今まで民意や県民投票の結果を尊重してきた玉城県政の大きな変化である。(令和元年6月28日)

うるま市・沖縄県のさとうきび産業の危機 富川副知事とともにゆがふ製糖工場を視察 (令和元年7月14日)



沖縄県の基幹産業であるさとうきび、生産農家を守るために
ゆがふ製糖工場の改築・富川副知事と経営幹部との意見交換

令和元年7月1日

沖繩県副知事
富川盛武 殿

県議会議員
照屋 守之

ゆがふ製糖工場の改築について

沖縄県の基幹産業であるさとうきび農家を守ることは、県行政の責務である。今、ゆがふ製糖工場の設備の全面改築は急を要する。

については、早急に工場の視察と財源確保の支援を要請する。

ゆがふ製糖工場

- ・さとうきび原料受入(平成30~31年)
12万6,352トン
- ・生産市町村 26市町村
- ・生産農家 5598戸
- ・原料糖トン数 1万3784トン
- ・工場建設から現在まで
 - ・1958年に建設61年経過
 - ・工場設備がかなり老朽化
 - ・全面改築が急務である

辺野古の工事は行政手続きで進む

照屋守之良議員

辺野古の工事は、民意とは別に法律に伴う行政手続きによって進められている。

沖縄県は、翁長知事が、埋め立て承認取り消しを取り消している。これはいつ行っているか

上原土木建築部長

承認取り消しの取り消しについては、平成二十八年十二月二十六日に行い翌二十七日から効力が発生している。

照屋守之良議員

これは行政手続きか

上原土木建築部長

行政手続きだと理解している

照屋守之良議員

次に、資材搬入のため港の使用許可も出されている。

本部港の使用許可はいつ出されているか、最初の許可月日と最近の許可月日の説明を願う

上原土木建築部長

当初の使用許可は、平成二十九年十二月十一日、その後台風による被災が有り一時中断、今年は四月から。



照屋守之良議員

この使用許可も行政手続きか

上原土木建築部長

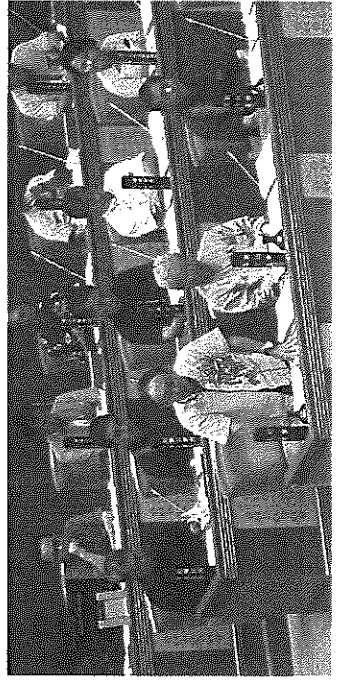
行政手続きだと理解している

照屋守之良議員

沖縄県がこのように行政手続きによって埋立を承認して、資材搬入の港の使用も行政手続きによって行われ辺野古の工事が行政手続きによって進められている。それにもかかわらず国の強行として批判する。理解できない。説明を願う

池田知事公室長

昨年八月三十一日に埋立承認の撤回、取り消しを行った。その後沖縄防衛局が行政不服審査法に基づく審査追求を行ったがそれは



違法である。四月五日に国土交通大臣から県の取り消しを取り消す裁決が出されたので、今議会に訴えの提起の審議をお願いしているところである。

照屋守之良議員

辺野古の工事が進んでいるのは県が許可したからである。県の責任で工事が進められているのになぜ県はその事実を認めないか。

池田知事公室長

沖縄防衛局は、埋立承認取り消しにより工事を行う権限を失ったまま工事を行っている。



照屋守之良議員

沖縄県の行政は法治国家における行政手続きを無視している。自らそのようなことをやりながら国が強行してやっていると批判する。これは法治国家ではない。

玉城県知事が辺野古容認の立場を尊重すると発言

照屋守之良議員

今、辺野古の皆様が普天間の危険性の除去と基地の整理縮小に理解を示し、キャンプ・シエロアープ内の移設を容認し、それによって国も進めている。

玉城知事として、当然このような辺野古の皆様の立場を尊重すると理解している。それで良いか。



玉城県知事

そのとおりです。

照屋守之良議員

辺野古の皆様が容認する立場を理解する。そうしなければ解決できない。

玉城県知事が松川宜野湾市長の辺野古容認についても尊重すると発言

照屋守之良議員

次に、松川宜野湾市長が、普天間返還について辺野古を容認せざるを得ないと言っている。

県知事として尊重する立場であると理解して良いか

玉城県知事

尊重すべきであると思う。

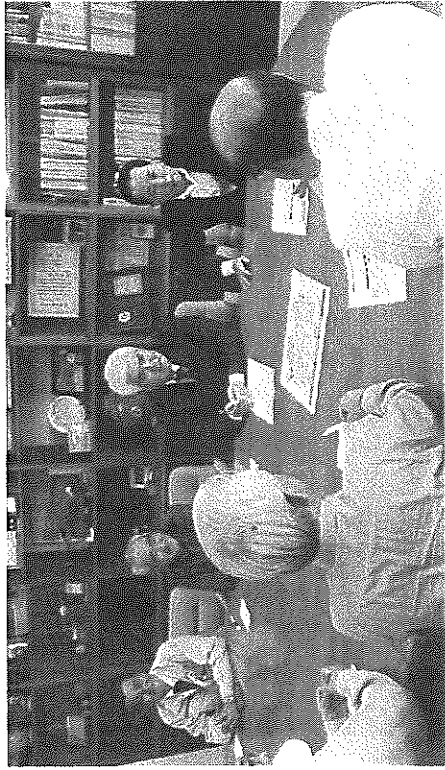
照屋守之良議員

玉城知事は辺野古の受け入れする方々の立場も尊重する。松川宜野湾市長が辺野古しかないことを容認することも尊重する。それでいいと思う。



県道伊計・平良川線、早期整備要請

— 地元自治会長および市議会議員とともに —



沖縄県上原土建部長に要請

平成31年
3月19日

県道伊計・平良川線（宮城島区間）は、当初完成予定から大幅に遅れていることから事業の進捗を確認すると同時に早期整備を要請。沖縄県は予算確保に努め、うるま市との調整もすすめていること。県土建部長は、地元の要請を受けて、改めて予算確保と整備を促進し地元の期待に応えるとの決意を表明！今後も整備の進捗を確認し続ける。



地元自治会長および市議は、地元住民から整備の進捗を問われ直接、県土建部長に事業を推進の確認と早期整備を要請



学び・実践

照屋 県議会議員

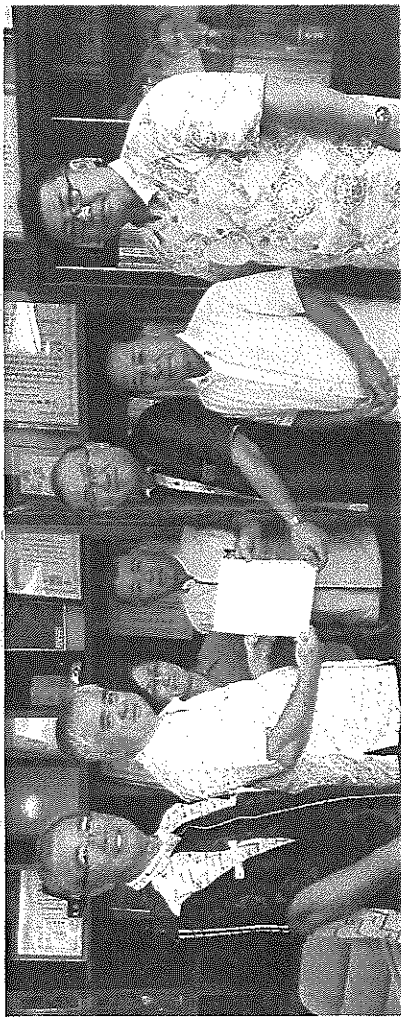
モリユキ

活動ニュース

〒904-2215
うるま市みどり町
1-14-4 1F

県道75号線・安慶名十字路から天願橋

— 街路樹の枯れ葉・環境改善要請 — 令和元年 7 月 17 日

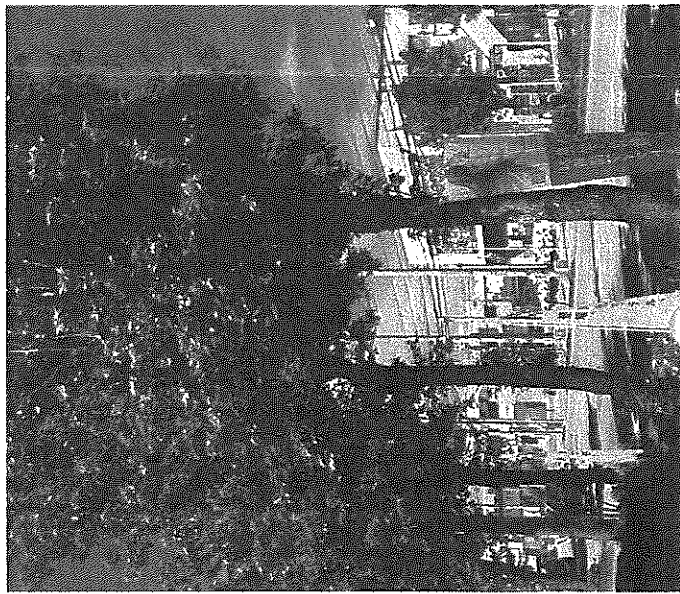


玉城県知事あて、抜本的な改善を求め要請を上原土建部長へ
(みどり町三自治会長・みどり町通り会長、地元市議会議員とともに)

歩道の樹木に 関する要請

県道75号線の安慶名湾から天願橋の区間は、台湾から楓の枯れ葉が、歩道や車道部に散乱し、沿線企業及び住民は毎日、その処理を余儀なくされている。

特に紅葉の秋から冬、台風時についてはより深刻な状況になる。更に、樹木の根が歩道部に段差を生じさせるとともに電線や電話線に影響を与える。抜本的な改善を要請する。

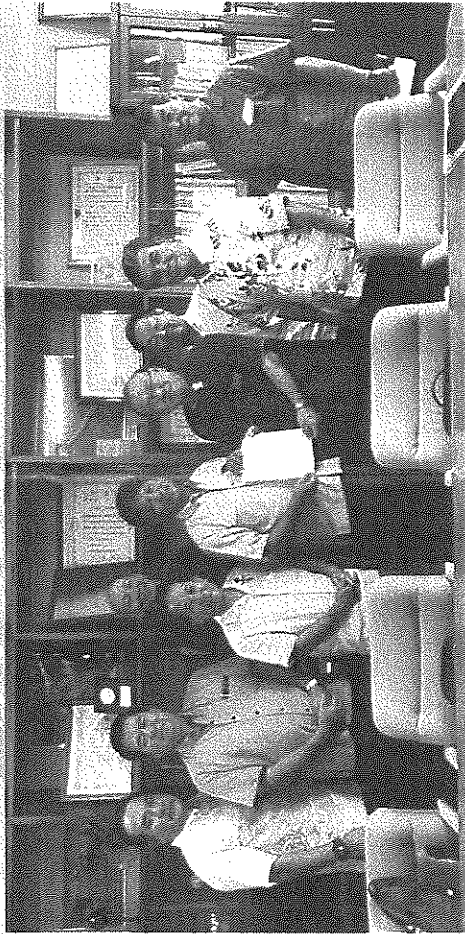


街路樹 台湾楓の枯れ葉、散乱が毎日の悩み

国・県に
直接要請

国(総合事務局)・沖縄県(土建部長)へうるま市に新たなインター建設と 新たなインターから与勝地区を結ぶバイパス道路の建設を要請

令和元年
6月5日



うるま市における県土建部の事業についての要請



うるま市議会のメンバーと地域発展のため総合事務局長へ要請

沖縄振興計画が令和3年度に完了。それに伴い、新たな新たな振興計画の 必要性を訴える。うるま市関連の事業を導入するよう要請

うるま市において、沖縄県の事業は、道路事業・病院事業・経済振興の企業立地等、数多く展開されている。沖縄県に市民の要望を直接伝え、より積極的に県事業がすすめられるよう要請をした。



県土建部上原部長とうるま市の事業について意見交換

うるま市を更に発展させるためには、国の事業を導入することが重要である。新たなインターや与勝地区を結ぶバイパス道路については、今から積極的に要請し、国の事業として導入してもらう必要がある。



総合事務局長と新たな沖縄県の振興計画について意見交換

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/30	電気代(5月分)	8,729	全額	8,729
7/6	電気代(6月分)	7,175	全額	7,175
7/29	電気代(7月分)	4,214	全額	4,214
8/29	電気代(8月分)	7,206	全額	7,206
10/9	電気代(9月分)	8,090	全額	8,090
10/28	電気代(10分)	4,819	全額	4,819
11/22	電気代(11月分)	4,976	全額	4,976
12/26	電気代(12月分)	4,920	全額	4,920
1/28	電気代(1月分)	5,786	全額	5,786
3/6	電気代(2月分)	4,109	全額	4,109
4/1	電気代(3月分)	4,477	全額	4,477
毎月払	家賃(水道代込)5月~3月迄@72,756×11ヶ月	800,316	全額	800,316
事務所費 充当合計				864,817

充当割合: 政務活動のみ金額充当

事務所費
電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	295 kWh	令和 1年	ご利用期間	4月15日~ 5月14日
			5月分	お支払期日	6月14日
				※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	

今月検針日 5月15日		翌月検針日 6月18日		ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量
主 5584.1	5298.0	1	295	6349656	477
					前年同月 0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,729 円 (再掲 870 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 3円10銭	+ 0円93銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円31銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲嶺 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 5月分

領収金額	8,729 円
料金	7,859 円
再エネ賦課金	870 円
	17

【再掲】
消費税等相当額 846 円
燃料費調整額 91.45 円

ご使用量 295 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。

支払期日	6月14日 1日 8時 印
金融機関 取扱期日	6月24日 9:530
コンビニ等 取扱期日	7月4日 ローソン 恩納 ピーチ店

沖縄電力株式会社
うるま支店
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

5月分

充当割合: 政務活動 のみ金額充当

事務所費

電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
番番号	家番号	枝	CD	2000
41900	56	1	6	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	247 kWh	令和 1年 6月分	ご利用期間 5月15日~ 6月17日 お支払期日 7月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	6月18日	翌月検針日	7月15日
今回指示数	5841.4	前回(取付)指示数	5594.1
主		使用量	247
		計器番号	6349656
		取替前使用量	
		ご参考使用量 (kWh)	286
		前月	286
		前年同月	0

ご請求金額	7,175 円
(再エネ賦課金)	(再掲 728 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 0円93銭	+ 1円86銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円93銭	+ 0円19銭
	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (1P電話) 088-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針員 稲垣 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
 ご契約種別 従量電灯
 令和 1年 6月分

領収金額	7,175 円
料金	6,447 円
再エネ賦課金	728 円

【再掲】
 消費税等相当額 531 円
 燃料費調整額 22.26 円

ご使用量 247 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。

支払期日	7月18日
金融機関取扱期限日	7月26日
コンビニ等取扱期限日	8月7日

収入印紙貼付欄

6月分

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	加入者名	沖縄電力株式会社						
R 1年 7月分	6月18日~ 7月14日	ご使用量	151 kWh						
金額	値	千	百	十	万	千	百	十	円
					4	2	1	4	
振込先	電気番号	ご契約種別	消費税等相当額(再掲)						
	41900- 56-1-6	20	312						
ご依頼人住所氏名	県議会議員 照屋 守之 様								
ご依頼人住所	うるま市みどり町1丁目14-4								
ご依頼人住所	パルティールみどり町 101								
ご依頼人住所	県議会議員 照屋 守之 様								
支払期日	R 1年 8月 14日								
金融機関取扱期限日	R 1年 8月 23日								
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 9月 3日								
料金	日								
備考	附印								

72008
19.7.29
うるま赤道
ファミリーマート

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

7月分

当割合: 政務活動 のみ金額 相当

事務所費
電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	246 kWh	令和 1年 8月分	ご利用期間 7月15日~ 8月15日 お支払期日 9月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日
8月16日	9月16日	8月16日	9月16日	8月16日	9月16日	8月16日	9月16日
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
主 6237.8	5992.3	1	246	634956		151	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,206 円 (再掲 725 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 3円41銭	+ 3円72銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円34銭	+ 0円37銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引継 0120-586-390 検針員 稲嶺 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 8月分

領収金額	7,206 円
料金	6,481 円
再エネ賦課金	725 円

【再掲】
消費税等相当額 533 円
燃料費調整額 89.85 円

ご使用量 246 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人)

支払期日	9月17日	日 附 印
金融機関 取扱期日	9月27日	17.8.29
コンビニ等 取扱期日	10月7日	19.8.29

沖縄電力株式会社
うるま支店

8月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	274 kWh	令和 1年 9月分	ご利用期間 8月16日~ 9月15日 お支払期日 10月16日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日
9月16日	10月16日	9月16日	10月16日	9月16日	10月16日	9月16日	10月16日
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
主 6511.6	6237.8	1	274	634956		246	300

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,090 円 (再掲 808 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 3円72銭	+ 0円93銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円37銭	+ 0円39銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引継 0120-586-390 検針員 稲嶺 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 9月分

領収金額	8,090 円
料金	7,282 円
再エネ賦課金	808 円

【再掲】
消費税等相当額 599 円
燃料費調整額 101.40 円

ご使用量 274 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人)

支払期日	10月16日	日 附 印
金融機関 取扱期日	10月26日	17.8.29
コンビニ等 取扱期日	11月5日	19.10.09

沖縄電力株式会社
うるま支店

9月分

本当割合:政務活動 のみ金額充当

事務所費
電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	171 kWh	令和 1年 10月分	ご利用期間 9月16日~10月15日 お支払期日 11月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日 10月16日		翌月検針日 11月15日		ご参考使用量 (kWh)	
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量
主 6682.8	6511.6	1	171	6349658	
				前月	前年同月
				274	398

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,819 円 (再掲 504 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 0円89銭	- 1円89銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 0円09銭	- 0円19銭	+ 2円85銭	+ 2円85銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲瀬 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 1年10月分

領収金額	4,819 円
料金	4,315 円
再エネ賦課金	504 円

[再掲]
消費税等相当額 356 円
燃料費調整額 15.42 円

ご使用量 171 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼)

支払期日	11月15日	日一限印
金融機関 取扱期限日	11月25日	19.10.28
コンビニ等 取扱期限日	12月5日	うるま市役所前 ATM

沖縄電力株式会社
うるま支店 収入印紙貼付欄

10月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	175 kWh	令和 1年 11月分	ご利用期間 10月16日~11月14日 お支払期日 12月16日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日 11月15日		翌月検針日 12月16日		ご参考使用量 (kWh)	
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量
主 8857.6	6682.8	1	175	6349658	
				前月	前年同月
				171	140

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,976 円 (再掲 516 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh - 1円89銭	- 5円05銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上 (1kWhにつき) - 0円19銭	- 0円51銭	+ 2円85銭	+ 2円85銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲瀬 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 1年11月分

領収金額	4,976 円
料金	4,460 円
再エネ賦課金	516 円

[再掲]
消費税等相当額 452 円
燃料費調整額 -33.24 円

ご使用量 175 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼)

支払期日	12月16日	日一限印
金融機関 取扱期限日	12月26日	12008
コンビニ等 取扱期限日	1月5日	19.11.22

沖縄電力株式会社
うるま支店 収入印紙貼付欄

11月分

担当割合: 政務活動 の叶金額在当

事務所費
電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	175 kWh	令和 1年 12月分	ご利用期間 11月15日~12月15日 お支払期日 1月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日 12月16日	翌月検針日 1月21日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量
7032.9	6857.5	1	175
計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
6349656		175	174

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,920 円 (再掲 516 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh - 5円05銭	6円83銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円51銭	0円66銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲嶺 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 1年12月分

領収金額	4,920 円
料金	4,404 円
再エネ賦課金	516 円

【再掲】
消費税等相当額 447 円
燃料費調整額 -89.20 円

ご使用量 175 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月26日	附印
金融機関 取扱期限日	12月26日	
コンビニ等 取扱期限日	2月11日	

沖縄電力株式会社
うるま支店 収入印紙貼付欄

12月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	204 kWh	令和 2年 1月分	ご利用期間 12月18日~1月20日 お支払期日 2月20日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日 1月21日	翌月検針日 2月17日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量
7237.0	7032.9	1	204
計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
6349656		175	208

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,786 円 (再掲 601 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh - 6円63銭	7円58銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円78銭	0円78銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲嶺 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 2年1月分

領収金額	5,786 円
料金	5,185 円
再エネ賦課金	601 円

【再掲】
消費税等相当額 526 円
燃料費調整額 -134.67 円

ご使用量 204 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月20日	日 附印
金融機関 取扱期限日	2月28日	241146
コンビニ等 取扱期限日	3月11日	20.1.28

沖縄電力株式会社
うるま支店 収入印紙貼付欄

1月分

本当割合: 事務活動 の外金額充当

事務所費
電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
面番号	家番号 枝 CD	400	3419	2000
41900	56 1 6	従量電灯		

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	150 kWh	令和 2年 2月分
ご利用期間	1月21日 ~ 2月16日	お支払期日	3月18日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	2月17日	翌月検針日	3月16日
今回指示数	7386.8	前回(取付)指示数	7237.0
乗率	1	使用量	150
計器番号	6349656	取替前使用量	204
前月	204	前年同月	177

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,109 円
(再掲)	442 円

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲垣 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 2月分

領収金額	4,109 円
料金	3,667 円
再エネ賦課金	442 円

【再掲】
消費税等相当額 373 円
燃料費調整額 -113.98 円

ご使用量 150 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人)

支払期日	3月18日
金庫債関取扱期日	3月27日
コンビニ等取扱期日	4月7日

沖縄電力株式会社 うるま支店
収入印紙貼付欄

2月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
面番号	家番号 枝 CD	400	3419	2000
41900	56 1 6	従量電灯		

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-6160-0000

ご使用量	計	162 kWh	令和 2年 3月分
ご利用期間	2月17日 ~ 3月15日	お支払期日	4月15日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	3月16日	翌月検針日	4月15日
今回指示数	7548.7	前回(取付)指示数	7386.8
乗率	1	使用量	162
計器番号	6349656	取替前使用量	150
前月	150	前年同月	159

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,477 円
(再掲)	477 円

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員 稲垣 一夫

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 3月分

領収金額	4,477 円
料金	4,000 円
再エネ賦課金	477 円

【再掲】
消費税等相当額 407 円
燃料費調整額 -123.10 円

ご使用量 162 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人)

支払期日	4月15日
金庫債関取扱期日	4月24日
コンビニ等取扱期日	5月5日

沖縄電力株式会社 うるま支店
収入印紙貼付欄

3月分

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費
家賃

家賃受領証明書

住所 うるま市みどり町1-14-4
 物件名 ハルティールみどり町 1F店舗
 入居者名 県議会議員 照屋 守之
 処理年 2019/4~2020/3

住所 うるま市みどり町4-20-23
 会社名 有限会社 具志用興産
 代表者名 知念 富昭
 電話番号 098-927-2376

請求月	賃料	共益費	水道料	駐車料	その他	請求額	入金額	入金日
4月	65,000	1,000	1,556		5,200	72,756	72,756	03/20
5月	65,000	1,000	1,556		5,200	72,756	72,756	04/22
6月	65,000	1,000	2,169		5,200	73,369	73,369	05/20
7月	65,000	1,000	1,556		5,200	72,756	72,756	06/20
8月	65,000	1,000	1,556		5,200	72,756	72,756	07/22
9月	65,000	1,000	1,556		5,200	72,756	72,756	08/20
10月	65,000	1,000	1,556		6,500	74,056	74,056	09/20
11月	65,000	1,000	1,556		6,500	74,056	74,056	10/21
12月	65,000	1,000	1,556		6,500	74,056	74,056	11/20
2020								
1月	65,000	1,000	1,576		6,500	74,076	74,076	12/20
2月	65,000	1,000	1,576		6,500	74,076	74,076	01/24
3月	65,000	1,000	1,576		6,500	74,076	74,076	02/20
合計	780,000	12,000	19,345		70,200	881,545	881,545	

事務所概要申告票

議員名 照屋守之

1. 物件の所在

住所	沖縄県うるま市サトウ町1-14-4 1F
電話番号	989-4137

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

照屋守之



貸貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

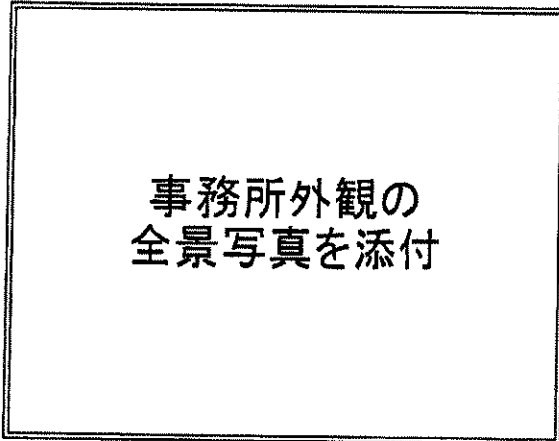
事務所費

議員名 照屋 守之

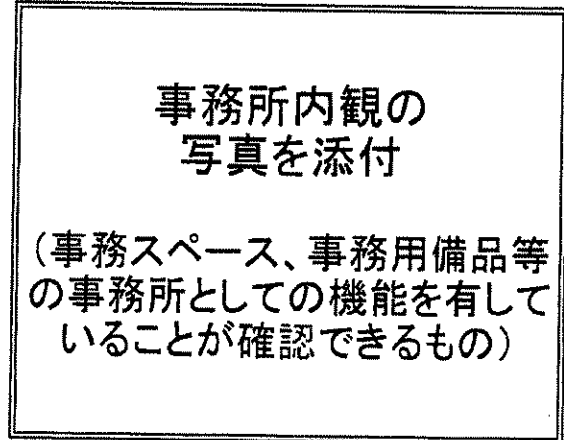
1. 事務所の状況

住所	沖縄県うるま市みどり町1丁目14番4号
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務のみの活動事務所として使用の為全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1,000 円
	円

(充当額)

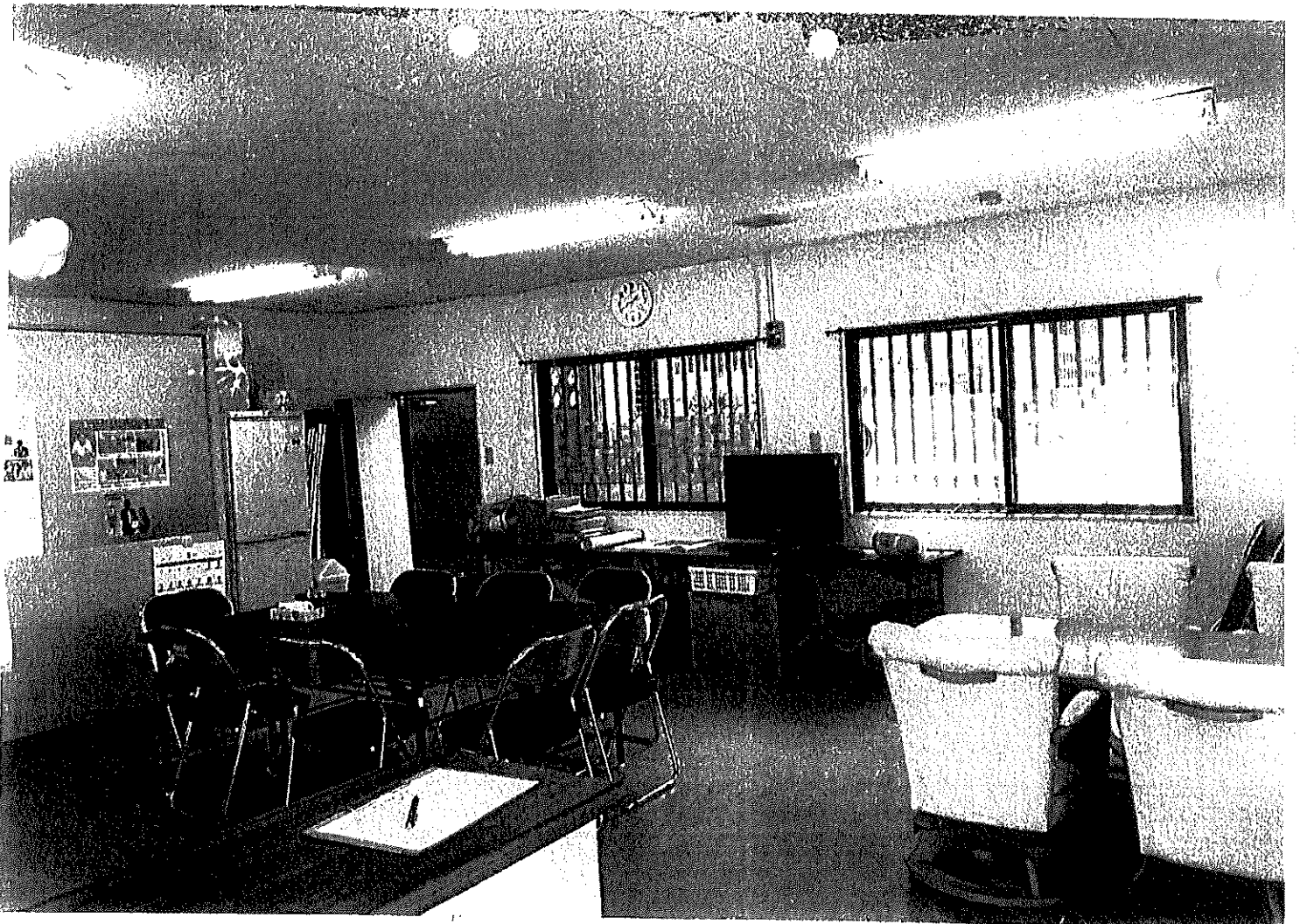
家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

照屋 守之





契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「貸主人」という。)、及び借主(以下「借借人」という。)、は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。))について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。))を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 貸主人及び借借人は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 賃借人は、頭書(4)の記録に従い、賃料を貸借人に支払わなければならない。

2 貸主人及び借借人は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 賃借人は、本物件が存在する建物、敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。))に充てるため、共益費を頭書(4)の記録に従い借借人に支払うものとする。

2 賃借人及び借借人は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 賃借人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(2)記載の営業目的に供し、使用することにより、法令上設備新設、改修等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 賃借人は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を貸借人に預け入れられるものとする。

2 賃借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃借人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる賃借人の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、賃借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により賃借人の債務額を差し引くときは、賃借人は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないこととの声明)

第7条 賃借人及び借借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
一 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。))ではないこと

二 賃借人又は借借人が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用せず、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は費用を徴収する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは破壊若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 賃借人は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

5 賃借人は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 賃借人は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

7 賃借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、賃借人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。
- 二 階段・廊下等共用部分への郵便・ボックス等の広告物の掲示。

(賃借人の管理義務)

第9条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 賃借人は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 賃借人は、管理規約使用規則等を遵守するとともに、賃借人が本物件管理上必要な事項を賃借人に通知した場合同様に遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に賃借人は、賃借人が入居に必要な本物件の鍵を貸与する。賃借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、賃借人は、直ちに賃借人に連絡のうえ、賃借人が新たに破損した鍵の交付を受けなければならない。ただし、新たな鍵の設置費用は賃借人の負担とする。

5 賃借人は、鍵の追加設置、交換、複製を賃借人の承諾なく行なってはならない。

(断状の変更)

第10条 賃借人が、本物件を第8条第2項の専業内容に従い使用する上で必要な修繕費、付属施設の設置費を要する場合には、あらかじめ賃借人の承諾を得た上で賃借人の指示に従い施工するものとし、その費用は賃借人が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新増設の必要が生じた場合は、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 賃借人は、第12条の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき賃借人が修繕を行う場合は、賃借人は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 1 電線、蛍光灯、ヒューズの取替え。
- 2 その他費用が軽微な修繕。
- 3 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃借人に速やかに届け出て修繕を要するものとし、その届出が受理されて賃借人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 賃借人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃借人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなかつたときは本契約を解除することができる。

- 1 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2か月以上怠つたとき。
- 2 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠つたとき。
- 3 賃借人は、賃借人が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を締結することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。
- 4 本物件を第8条第2項の専業以外の用に用いたとき。
- 5 第8条第6項第5号から第7号を除くから第10条までの規定に違反したとき。
- 6 入居時に、賃借人又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 7 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき。

銀行取引の停止

- 6 破産手続きの開始。
- 7 民事再生手続きの開始。
- 8 会社更生手続きの開始。
- 9 特別清算手続きの開始。

3 賃借人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 1 第7条の規定に反する事実が判明したとき。
- 2 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 3 賃借人は、賃借人が第8条第6項第5号から第7号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの廃約)

第13条 賃借人は、賃借人に対して1か月前に契約の申入れを行つたことにより、本契約を終了することができる。2 前項の規定にかかわらず、賃借人は契約申入れの日から1か月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃借人に支払ふことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び引渡し時の修繕)

第14条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃借人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 賃借人は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を賃借人に返渡ししなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された賃借人の所有物が有り、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃借人はこれを必要な範囲内で任意に処分し、その処分を要した費用を賃借人に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した遺作、設備等を撤去し、本物件の變更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃借人に対して、貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し売丁の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払ふなければならない。

(立入り)

第15条 賃借人は、本物件の防火、本物件の隣接の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき賃借人の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の譲渡をするときは、賃借人及び物件の譲渡をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 賃借人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら遅延なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建築物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他緊急の場合において、賃借人がおこなうべき措置等の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、賃借人は、賃借人の承諾を得ずに立ち入つたときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

第16条 賃借人は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。

- 1 賃料等支払い方法の変更。
- 2 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(賃借人の通知義務)

第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。

- 1 賃借人が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借人の利益と評価できるときは、第8条1項の宛めに従うものとする。
- 2 長期に休業するとき。
- 3 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
- 4 連帯保証人の死亡又は解散。

(遅延損害金)

第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1ヶ月分につき1,000円を支払ふものとする。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、賃借人若しくは賃借人の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた賃借人又は賃借人の損害について、賃借人又は賃借人は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 賃借人及び賃借人は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

■ 家賃の支払方法

家賃の支払方法は下記のいずれかとする。

1. 指定日に、本人の口座から銀行引落しとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込むものとする。

◎ (有)具志川興産振込先口座

金融機関名	琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行
支店名	支店	支店	支店
口座番号			
口座名義	(有)具志川興産 代表取締役 知念 富好		

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
1/20	トナー交換代金	27,000	全額	27,000
2/2	PCメンテナンス及び部品交換代金	20,000	全額	20,000
3/6	A4コピー用紙 セロハンテープ	1,693	全額	1,693
5/30	ネット通信料(5月)	2,214	1/2	1,107
7/24	ネット通信料(6.7月)	2,214	全額	2,214
10/9	ネット通信料(8.9月)	2,214	全額	2,214
11/22	ネット通信料(10.11月)	2,236	全額	2,236
1/28	ネット通信料(12.1月)	2,255	全額	2,255
4/1	ネット通信料(2.3月)	2,255	全額	2,255
5/30	FAX通信費(5月分)	3,380	全額	3,380
7/6	FAX通信費(6月分)	3,380	全額	3,380
7/24	FAX通信費(7月分)	3,380	全額	3,380
8/29	FAX通信費(8月分)	3,380	全額	3,380
10/9	FAX通信費(9月分)	3,380	全額	3,380
10/28	FAX通信費(10月分)	3,380	全額	3,380
毎月払	FAX(11月～3月分)@3,443×5	17,215	全額	17,215
7/6	固定電話(6月分)	5,253	全額	5,253
7/24	固定電話(7月分)	5,227	全額	5,227
8/29	固定電話(8月分)	5,114	全額	5,114
10/9	固定電話(9月分)	5,123	全額	5,123
10/28	固定電話(10月分)	5,123	全額	5,123
11/22	固定電話(11月分)	5,236	全額	5,236
12/26	固定電話(12月分)	5,253	全額	5,253
1/28	固定電話(1月分)	5,332	全額	5,332
3/6	固定電話(2月分)	7,911	全額	7,911
4/1	固定電話(3月分)	5,986	全額	5,986
	事務費 充当合計			154,027

担当割合: 政務活動 の 叶 金額 充当

事務費

領 収 証

照屋 守之

様

No.

34

★ ￥27,000-

内 訳

現金

小切手

手形

回 像合機具17-代金として

敬 31年 1月20日 上記正に領収いたしました

取込印紙

消費税額等 (8%)

コクヨ クケ-88

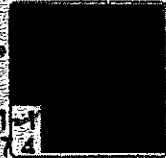


ジェタイト

Jadeite

F904-2244 沖縄県うるま市江洲541-1

TEL・FAX 098-927-4174



本当割合:政務活動費の叶金額充当

事務費

以前から事務処理においてPCがフリーズし業務困難におちいたりまた処理速度がおそい為、業務に多大な支障をきたしていた。業務処理速度が遅い事で、県議の資料作成や依頼文章等はもちろん県議の活動にも支障をきたしていた。

また、政務調査についても画像や文章などの処理にも時間がかかっていた。

そこで、内臓ハードディスクを内蔵SSDに部品交換し、またCPUそれに伴い処理速度が10倍以上スピードアップし業務の改善がはかれた。

領 収 証

県議会議員 照屋守一 様

No. _____

★ ￥ 20,000 —

但しPCのハードディスクの部品交換代金として

平成27年2月2日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ・ウケ-1007

沼津市みどり町6-3-19
桑江 崇一

充当割合:政務活動費の全額充当

2020年03月06日(金)

照屋守之様 領 収 証

¥ 1, 693 -

上記正に領収しました

代として

但し
ビッグワン みどり町店
沖縄県うるま市みどり町4-13-3
明細部商品名先頭の[*]印は軽減税率8%適用商品です
※保管上のお願い
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0003-3429-9002

A4コピー用紙

セロハンテープ